

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年1月9日認可した。

平成19年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改良事業）大畑地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）土井の内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改良事業）中出5号線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改良事業）深田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改良事業）高塚地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）日枝地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（さく井事業）上出地区
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）一の横井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）瓦地池地区
豊浜町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）箕浦畑かん地区